

令和 7 年第 1 回

遠軽町議会定例会会議録（第 3 号）

令和 7 年 3 月 1 4 日（金）午前 1 0 時 0 0 分開議

◎本日の会議に付議した事件

会議録署名議員の指名について

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 3 2 | 議案第 2 5 号 | 令和 6 年度遠軽町一般会計補正予算（第 1 3 号） |
| 日程第 3 3 | 議案第 3 号 | 遠軽町町史編さん委員会条例の制定について
（付託案件）（総務・文教常任委員会審査報告、会期中審査） |
| 日程第 3 4 | 議案第 1 9 号 | 令和 7 年度遠軽町一般会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査） |
| 日程第 3 5 | 議案第 2 0 号 | 令和 7 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査） |
| 日程第 3 6 | 議案第 2 1 号 | 令和 7 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査） |
| 日程第 3 7 | 議案第 2 2 号 | 令和 7 年度遠軽町介護保険特別会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査） |
| 日程第 3 8 | 議案第 2 3 号 | 令和 7 年度遠軽町水道事業会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査） |
| 日程第 3 9 | 議案第 2 4 号 | 令和 7 年度遠軽町下水道事業会計予算
（付託案件）（予算審査特別委員会審査報告、会期中審査） |
| 日程第 4 0 | 意見案第 1 号 | えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書 |
| 日程第 4 1 | 意見案第 2 号 | 厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を求める意見書 |
| 日程第 4 2 | | 議員派遣について |

◎出席議員（14名）

議 長	1 6 番	杉 本 信 一 君	1 5 番	竹 中 裕 志 君
	1 番	白 幡 隆 一 君	2 番	秋 元 直 樹 君
	3 番	黒 坂 貴 行 君	4 番	阿 部 君 枝 君

《令和 7 年 3 月 1 4 日》

6 番 戸 松 恵 子 君
8 番 佐 藤 昇 君
1 1 番 前 島 英 樹 君
1 3 番 渡 辺 清 夏 君

7 番 山 本 悟 君
1 0 番 山 谷 敬 二 君
1 2 番 佐 藤 和 徳 君
1 4 番 今 村 則 康 君

◎欠席議員（1名）

9 番 佐 藤 登 君

◎列席者

町 長 佐々木 修 一 君 教 育 長 佐 藤 祐 治 君
代表監査委員 村 瀬 光 明 君

◎説明員

副 町 長	澤 口 浩 幸 君	総 務 部 長	鈴 木 浩 君
民 生 部 長	堀 嶋 英 俊 君	経 済 部 長	内 野 清 一 君
総 務 課 長	堂 前 政 好 君	情 報 管 財 課 長	吉 岡 秀 利 君
企 画 課 長	中 原 誉 君	財 政 課 長	今 井 昌 幸 君
税 務 課 長	渡 邊 亮 司 君	危機対策室参事	田 村 明 彦 君
保健福祉課長	岩 井 誠 志 君	保健福祉課参事	大 柳 京 美 君
住民生活課長	太 田 貴 幸 君	子育て支援課長	二 瓶 雄 介 君
農政林務課長	広 瀬 淳 次 君	商工観光課長	大 西 公 太 君
建 設 課 長	米 谷 克 美 君	水 道 課 長	大 川 寿 雄 君
水 道 課 参 事	小野寺 悟 君	生田原総合支所長	今 泉 郁 夫 君
生田原総合支所参事	大 泉 勝 義 君	丸瀬布総合支所長	加 藤 政 勝 君
丸瀬布総合支所参事	倉 内 健 一 君	白滝総合支所長	長 原 裕 一 君
白滝総合支所参事	水 野 徹 君	会 計 管 理 者	奥 山 隆 男 君
教 育 部 長	古 賀 伸 次 君	総 務 課 長	西 聡 君
社会教育課長	中 南 秀 隆 君	学校給食センター所長	小 玉 美 紀 子 君
選挙管理委員会事務局長	堂 前 政 好 君	監査委員事務局長	成 中 克 也 君
農業委員会事務局長	広 瀬 淳 次 君		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長 小野寺 正 彦 君 事 務 局 参 事 成 中 克 也 君
事 務 局 主 任 堂 前 あすか 君

午前 10 時 00 分 開議

◎開議宣告

○議長（杉本信一君） ただいまの出席議員は 14 人であります。

9 番佐藤議員より、欠席の届出があります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（杉本信一君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第 125 条の規定により、黒坂議員、竹中議員を指名します。

◎日程追加の議決

○議長（杉本信一君） お諮りします。

お手元に配付した議事日程追加表のとおり議案が提出されております。これを日程に追加し、議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◎日程第 32 議案第 25 号

○議長（杉本信一君） 日程第 32 議案第 25 号令和 6 年度遠軽町一般会計補正予算（第 13 号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

今井財政課長。

○財政課長（今井昌幸君） 議案第 25 号令和 6 年度遠軽町一般会計補正予算（第 13 号）について説明いたします。

令和 6 年度遠軽町一般会計補正予算（第 13 号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 9,254 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 183 億 4,247 万円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」により説明いたします。

地方債の追加は、「第 3 表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1、歳入から説明いたします。

15款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に9,627万円を追加し、総額を15億2,590万2,000円とするものです。

19款繰入金につきましては、1項基金繰入金に1,387万1,000円を追加し、総額を10億3,421万3,000円とするものです。

22款町債につきましては、1項町債に8,240万円を追加し、総額を24億6,843万1,000円とするものです。

これにより、歳入合計181億4,992万9,000円に1億9,254万1,000円を追加し、総額を183億4,247万円とするものです。

次のページをお開き願います。

2、歳出について説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に1億7,268万1,000円を追加し、総額を51億1,706万8,000円とするものです。

9款消防費につきましては、1項消防費に1,986万円を追加し、総額を6億754万2,000円とするものです。

これにより、歳出合計181億4,992万9,000円に、1億9,254万1,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の183億4,247万円とするものです。

次に第2表、繰越明許費補正について説明いたします。

3ページを御覧ください。

繰越明許費の追加につきましては、2款総務費1項総務管理費、企画一般経費1億7,268万1,000円、9款消防費1項消防費、防災対策事業1,986万円について、翌年度に繰り越して使用することができる経費とするものです。

次に第3表、地方債補正について説明いたします。

次のページをお開き願います。

地方債の追加につきましては、遠軽高等学校生徒用下宿施設整備事業、限度額8,240万円を追加するもので、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括を省略いたしまして、3、歳出から説明いたします。

10ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費6目企画費、企画一般経費1億7,268万1,000円につきましては、国の令和6年度補正予算に計上された新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）を活用し、遠軽高等学校生徒用の下宿施設を整備することで、継続的・安定的な生徒の受入れを進めるため必要な経費を計上するもので、遠軽高等学校生徒用下宿施設建設工事は、定員20名、1棟の建設に係る経費として1億6,484万6,000円、家具、家電等の備品購入費として783万5,000円を計上し、そ

れぞれ予算を令和7年度に繰り越すものです。

12ページをお開き願います。

9款消防費1項消防費1目消防費、防災対策事業1,986万円につきましては、国の令和6年度補正予算に計上された新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）を活用し、避難所環境改善総合対策事業として、民間企業等に対するキッチンカーの導入支援と避難所用資機材の整備を行うため必要な経費を計上するもので、避難所用段ボールベッド80セット購入に係る消耗品費141万円を追加、避難所用プライベートルーム40セット購入に係る備品購入費345万円を追加。地域防災体制連携企業等キッチンカー導入支援事業補助金は、災害時の食事供給体制の強化を図るため、避難所等においてキッチンカーによる食事提供などの協力が可能な民間企業等に対し、キッチンカーを導入するための費用を支援するもので、1事業者300万円を上限に5件分を見込み、1,500万円を計上し、それぞれ予算を令和7年度に繰り越すものです。

次に、2、歳入について説明いたします。

8ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金8,634万円につきましては、新しい地方経済・生活環境創生交付金の追加です。7目消防費国庫補助金993万円につきましては、新しい地方経済・生活環境創生交付金の追加です。

19款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金993万円につきましては、財政調整基金繰入金の追加です。3目まちづくり振興基金繰入金394万1,000円につきましては、まちづくり振興基金繰入金の追加です。

22款町債1項町債1目総務債8,240万円につきましては、遠軽高等学校生徒用下宿施設整備事業債の追加です。

なお、工事に関する概要につきましては、別添の補正予算に関する資料により、担当から説明いたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） 中原企画課長。

○企画課長（中原 誉君） 令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第13号）に関する資料、工事関係説明資料を御覧ください。

遠軽高等学校生徒用下宿施設建設工事の位置図であります。

①が建設予定地で、南町1丁目3番地126及び189であります。20人を収容する遠軽高等学校生徒用下宿施設1棟の設計及び施工であります。

令和8年4月入学の生徒を受け入れるため、事業期間が非常に短いことから、設計及び施工を公募型プロポーザルによる一括発注をしたいと考えております。

なお、本施設整備に係る新しい地方経済・生活環境創生交付金につきましては、昨日、採択の内示があったところであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、10ページ、11ページ。

白幡議員。

○1番（白幡隆一君） 生徒用下宿施設建設工事ですが、施設の図面を僕は見ていないのですが、20名ということは、男女全体で20名ということですか。要は、男女共有の施設なのかどうかお聞きします。

○議長（杉本信一君） 中原企画課長。

○企画課長（中原 誉君） 下宿施設であります。今回建設するのは、男子生徒のみ入居するという想定で建設したいと考えております。

以上です。

○議長（杉本信一君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） なければ、9款消防費、12ページ、13ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、2、歳入に入ります。

15款国庫支出金、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 19款繰入金、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 22款町債、8ページ、9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、第2表繰越明許費補正、3ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 次に、第3表地方債補正、4ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第25号令和6年度遠軽町一般会計補正予算（第13号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 3 議案第 3 号

○議長（杉本信一君） 日程第 3 3 議案第 3 号遠軽町町史編さん委員会条例の制定についてを議題とします。

令和 7 年第 1 回定例会において付託しました総務・文教常任委員会から、審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

今村総務・文教常任委員長。

○総務・文教委員長（今村則康君） ー登壇ー

令和 7 年第 1 回遠軽町議会定例会におきまして、総務・文教常任委員会に付託されました議案第 3 号遠軽町町史編さん委員会条例の制定について、遠軽町議会会議規則第 7 条の規定により審査結果を報告します。

本条例につきましては、町史編さんに関する調査及び審議を行う附属機関を置くため、地方自治法第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、必要な事項を定めるものです。

この付託議案につきましては、本委員会において委員会審査を令和 7 年 3 月 7 日に行い、原案のとおり可とすることに決定したものであります。

以上で、総務・文教常任委員会に付託されました議案 1 件の報告を終わります。

○議長（杉本信一君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 3 号遠軽町町史編さん委員会条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。本案は、討論を省略し、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第 3 4 議案第 1 9 号から日程第 3 9 議案第 2 4 号

○議長（杉本信一君） 日程第 3 4 議案第 1 9 号令和 7 年度遠軽町一般会計予算、日程第 3 5 議案第 2 0 号令和 7 年度遠軽町国民健康保険特別会計予算、日程第 3 6 議案第 2 1 号令和 7 年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 3 7 議案第 2 2 号令和 7 年度遠軽町介護保険特別会計予算、日程第 3 8 議案第 2 3 号令和 7 年度遠軽町水道事業会計予算、日程第 3 9 議案第 2 4 号令和 7 年度遠軽町下水道事業会計予算、以上議案 6 件を一括して議題とします。

本定例会において付託しました予算審査特別委員会から審査報告書が提出されてお

ますので、委員長の報告を求めます。

今村予算審査特別委員会委員長。

○予算審査特別委員長（今村則康君）　―登壇―

令和7年度遠軽町一般会計予算外5件につきましては、令和7年第1回遠軽町議会定例会において予算審査特別委員会に付託され、慎重に審査をしてまいりました。

審査に当たりましては、理事者をはじめ関係部課長等により詳細に説明をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げる次第であります。

初めに、本特別委員会で審査いたしました結果について御報告いたします。

審査結果につきましては、議案第19号令和7年度遠軽町一般会計予算から議案第24号令和7年度遠軽町下水道事業会計予算までの付託議案6件を全会一致をもって、原案のとおり可とすることに決定したところであります。

審査の経過につきましては、報告書に記載のとおりでありまして、3月13日に委員会審査報告書の確認及び採決を経たものです。

なお、附帯意見はありませんが、各委員から多くの事項について意見や提言を申し上げましたので、その意を十分に御理解をいただき、今後の町政運営に生かしていただきたいと存じます。

以上をもちまして、令和7年度遠軽町各会計予算に関する審査報告といたします。

○議長（杉本信一君）　委員長報告に対する質疑は行わないことになっておりますので、一括上程した議案6件の採決をいたします。

採決は、上程の順により各議案ごとに行います。

これより、議案第19号令和7年度遠軽町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号令和7年度遠軽町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和7年度遠軽町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和7年度遠軽町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号令和7年度遠軽町水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和7年度遠軽町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可であります。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(杉本信一君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第40 意見案第1号

○議長(杉本信一君) 日程第40 意見案第1号えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番佐藤議員。

○12番(佐藤和徳君) ー登壇ー

えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書です。

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つです。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうする我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえます。

ところで、えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」があります。しかし、その手続を定めた法律(刑事訴訟法第四編「再審」)には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられています。このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の

審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれております。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要です。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっております。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要ですが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はありません。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠です。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられております。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられております。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではありません。

よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法を速やかに改正すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

令和7年3月14日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、内閣総理大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、説明を終わります。

以上です。

○議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を内閣総理大臣に送付いたします。

◎日程第４１ 意見案第２号

○議長（杉本信一君） 日程第４１ 意見案第２号厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

秋元議員。

○２番（秋元直樹君） ー登壇ー

厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を求める意見書。

地方創生の推進と加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の課題となっています。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増しています。

このような中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。こうした要請に応えるため、地方議会議員は、住民の代表として多様化する住民の意向を把握するための活動や、それに伴う多岐にわたる審議事項に対応する必要がある、その職務は常勤化し、専業として活動する議員の割合も増えています。

しかしながら、地方議会議員の候補者数は減少傾向にあり、令和５年の統一地方選挙では無投票当選者の割合も高くなるなど、住民の政治への関心の低下やなり手不足が深刻な問題となっています。

一方、就業者の９割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されています。地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動できる環境の整備につながるものと考えます。

平成２３年６月に地方議会議員年金制度は廃止されましたが、衆・参両院の総務委員会は、制度廃止法案の採決に際し「概ね１年を目途として、国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点で踏まえた新たな年金制度について検討を行う」旨の附帯決議を全会一致で可決しています。全国町村議会議長会等により実現に向けた要望は行われているものの、地方議会議員の新たな年金制度に関する法整備は未だ実現していない現状にあります。

地方議会議員のなり手不足は、地方自治、ひいては民主主義の機能不全をもたらす我が国の危機であり、全国各地に顕在化している今こそ、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を進めるべきです。

よって、国においては、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人

材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和7年3月14日、北海道遠軽町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、説明を終わります。

以上です。

○議長（杉本信一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに意見書を国会並びに関係行政庁に送付いたします。

◎日程第42 議員派遣について

○議長（杉本信一君） 日程第42 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をしたいと思います。

なお、細部については、議長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（杉本信一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、派遣することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（杉本信一君） 以上をもって、本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、令和7年第1回遠軽町議会定例会を閉会します。

午前 10 時 29 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杉本 信一

署 名 議 員 黒坂 貴行

署 名 議 員 谷中 裕志